

ミニ災害支援講座

コンビニエンスストアと自治体の災害協定について

皆さんは、普段コンビニを利用されることはありますか？24時間営業である程度の物は揃うので便利ですね。最近出来るコンビニは、「駐車場は広めだなー。なんでだろうなー」なんて感じることはありませんか？「群馬県は車社会だしそのせいかな？」と考えている方も多いかと思います。

実は、コンビニは各都道府県や市区町村と災害協定を結んでいる場合があり、災害時に物資の供給や帰宅困難者への支援を行う地域の拠点としての活躍が期待されています。そのため自衛隊などの車両も停めやすいように広く作っているのだとか…。

今回はコンビニの災害協定についてご紹介していきたいと思います。

1.災害時の物資供給協定

各自治体と「災害時の物資支援協定」を締結し、災害発生時に必要な物資を被災地へ提供します。

提供物資例：飲料水、食料品、生活必需品など。

2.帰宅困難者支援協定

大規模災害時に公共交通機関が停止し、多くの方が帰宅困難となる場合、コンビニが水道水やトイレの提供、道路情報の提供などを行う協定です。この取り組みは、阪神・淡路大震災の教訓をもとに始まり、現在では全国に広がっています。協定を結んだ店舗には「災害時支援ステーション・ステッカー」（図1）が掲示され支援拠点としての役割を果たしています。

3.包括的連携協定

地域の活性化や防災、子育て支援、高齢者支援など、幅広い分野で自治体と連携する協定です。

地域の課題に迅速かつ適切に対応するため、各自治体と包括的な連携を進めており具体的な取り組みとして地域製品の販売促進や観光情報の提供、防災訓練への協力などがあります。

4.群馬県の取り組み

群馬県では、どのような民間企業と協定が結ばれているのでしょうか？

群馬県のホームページにも記載されていますので、気になる方は是非ご覧ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/8107.html>



図1 群馬県ホームページより引用

